

議案第 28 号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
 することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会
 の議決を求める。

平成 21 年 3 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
 例

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年三朝町条例
 第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改め
 る。

改正後				改正前			
別表（第 2 条、第 5 条関係）				別表（第 2 条、第 5 条関係）			
区分	報酬の額	内国旅行の旅費		区分	報酬の額	内国旅行の旅費	
		在勤地以 外	在勤地 内			在勤地以 外	在勤地 内
略				略			
自立推 進員	月額 <u>25,000</u> 円	三朝町職 員等の旅 費に關す る 条 例 (昭和 45 年三朝町 条例第 67 号) に規 定する旅 費	同上	自立推 進員	月額 <u>22,000</u> 円	三朝町職 員等の旅 費に關す る 条 例 (昭和 45 年三朝町 条例第 67 号) に規 定する旅 費	同上
略				略			

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。